

日本版畜産GAP (JGAP家畜・畜産物)について

平成29年8月
alicセミナー

畜産における農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice) とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことです。

食品安全 (点検項目例)

動物用医薬品の取扱いは管理獣医師等の指示の下で行おう。



環境保全 (点検項目例)

地域内の循環を考慮して、草地には地域内で発生した堆肥等を優先的に使おう。



労働安全 (点検項目例)

事故を起こしてケガしないように作業環境の改善をしよう。
作業に適した防護服を着よう。



どうしてGAPを導入する必要があるの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策が重要です。特に、輸出への取組、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等、海外からのお客様に対応する上でも、**GAPの取組**が必要となってきています。



国内流通でも、農産物では既に一部の大手流通チェーンが**GAPの取組**を求めており、東京オリンピック・パラリンピックを機に更に加速化する可能性。

日本の農業が直面する課題 ～食品安全や持続可能性への対応～

近年の世界における食をめぐる状況

フードチェーンの
グローバル化、複雑化



流通過程の不透明化

世界的な人口の
増加で食糧が不足



環境破壊の進行

奴隷制度、
児童労働



社会問題

情報伝達手段の発
達で様々な問題の
情報伝達が迅速化



世界・個別の問題が
消費者に見える化

生活水準の
向上、ニー
ズの多様化



高品質商品
へのニーズ

消費者の不信・不安が拡大

消費者の様々な
価値感に基づく
ニーズ

消費者が安心、信頼できる食品へのニーズの高
まり ⇒「**見えない価値**」を重視

見える価値

価格
機能
デザイン

見えない価値

食品安全、環境保全、
労働安全、人権保護

基礎的価値

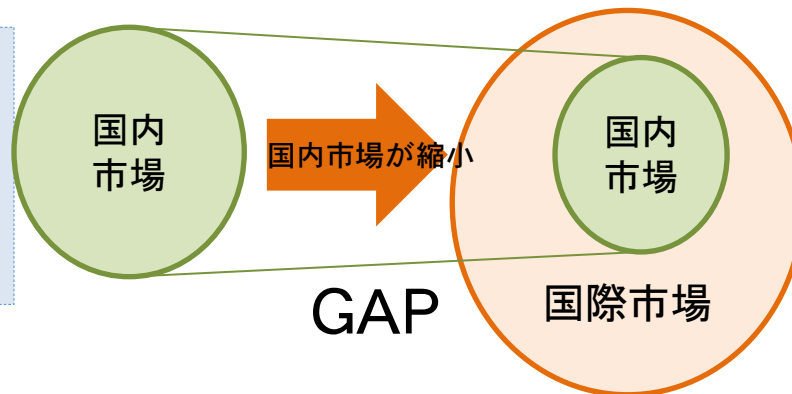
品質

付加的価値

GAP等の規格・認証の重要性

- ・ 消費者に届くまでの食料供給の一連の流れの複雑化
- ・ 国内の農産物等の市場が海外に拡大
- ・ 小売や製造のグローバル化

- 生産者の顔がある程度見える関係
- 信頼関係のもとに取引
- 国内の常識が通用



- 食料供給の一連の流れの複雑化で、生産者の顔が見えない
- 世界各国での
 - ・ 文化の違い
 - ・ 安全管理規制の違い
- 常識が通用しない
- まがい物の横行

↓
消費者の不信・不安

- ・ 「見える化」ニーズが高まっている
- ・ 規格の策定や認証の取得が国際競争上優位に

⇒ **規格・認証の重要性が増大、対応しないと劣後**

持続可能性に関する動き — 組織委員会資料より —

○環境と開発に関する世界委員会
(ブルントラント委員会) (1987年)

○国連環境開発会議(地球サミット) (1992年)

○持続可能な開発のための2030アジェンダ
(持続可能な開発目標 SDGs) (2015年)

・IOC オリンピック・ムーブメント(1990年)
「スポーツ」「文化」に加え、「環境」を第3の柱として宣言

・ロンドン大会 (2012年)
「One Planet Living」のテーマで持続可能性に配慮

・IOC オリンピック・アジェンダ2020 (2014年)
「オリンピック競技大会の全ての側面に持続可能性を導入する」ことを明記

・リオ大会 (2016年)

・東京大会 (2020年)
持続可能性に配慮した運営計画
持続可能性に配慮した調達コード



《畜産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

- ア JGAP、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者による確認

＜要件を満たした上で推奨される事項＞

・有機畜産により生産された畜産物	・エコフィードを用いて生産された畜産物	・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
・農場HACCPの下で生産された畜産物	・放牧畜産実践農場で生産された畜産物	

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

GAPに係る政策について

- ◆ 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月)
- ◆ 農林水産業の輸出力強化戦略(平成28年5月)
- ◆ 日本再興戦略2016(平成28年5月)
- ◆ 農林水産物輸出インフラ整備プログラム(平成28年11月)
- ◆ 農業競争力強化プログラム(自民党・公明党。平成28年11月)

上記の農政の基本文書で、GAP導入の推進に加え、**「日本発の国際的に通用する民間規格・認証の仕組みの構築・充実・普及を図る」**(農林水産物輸出インフラ整備プログラム)ことが明記。

- このような政府等の方針を踏まえ、平成28年度補正予算において「農畜産物の国際的に通用する規格・認証の創設、国際規格化事業」が創設されたが、**「農産関係、畜産関係ともにスキーム運営・開発に係る部分は(一財)日本GAP協会が実施。」**

JGAP認証制度とは

*** JGAPは食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証であり、唯一、日本発の国際レベルのGAP認証制度。**

*** 一般財団法人日本GAP協会が認証制度を開発・運営。**

- JGAPは、農林水産省が推奨する農業生産工程管理手法の一つ。日本の標準的なGAPとして高い評価を得ており、様々な農産物ビジネスの共通の土台として活用。
- 対象とする農産物は青果物、穀物、茶であり、新たに畜産物にも取り組む。
- 生産から出荷まで、多数のチェックポイントについて専門の審査・認証機関が審査を行う(第三者認証)ため、客観的で高い信頼。
- 認証は2年更新であり、中間で維持審査も実施するため、農業生産の実情を反映した審査が可能。

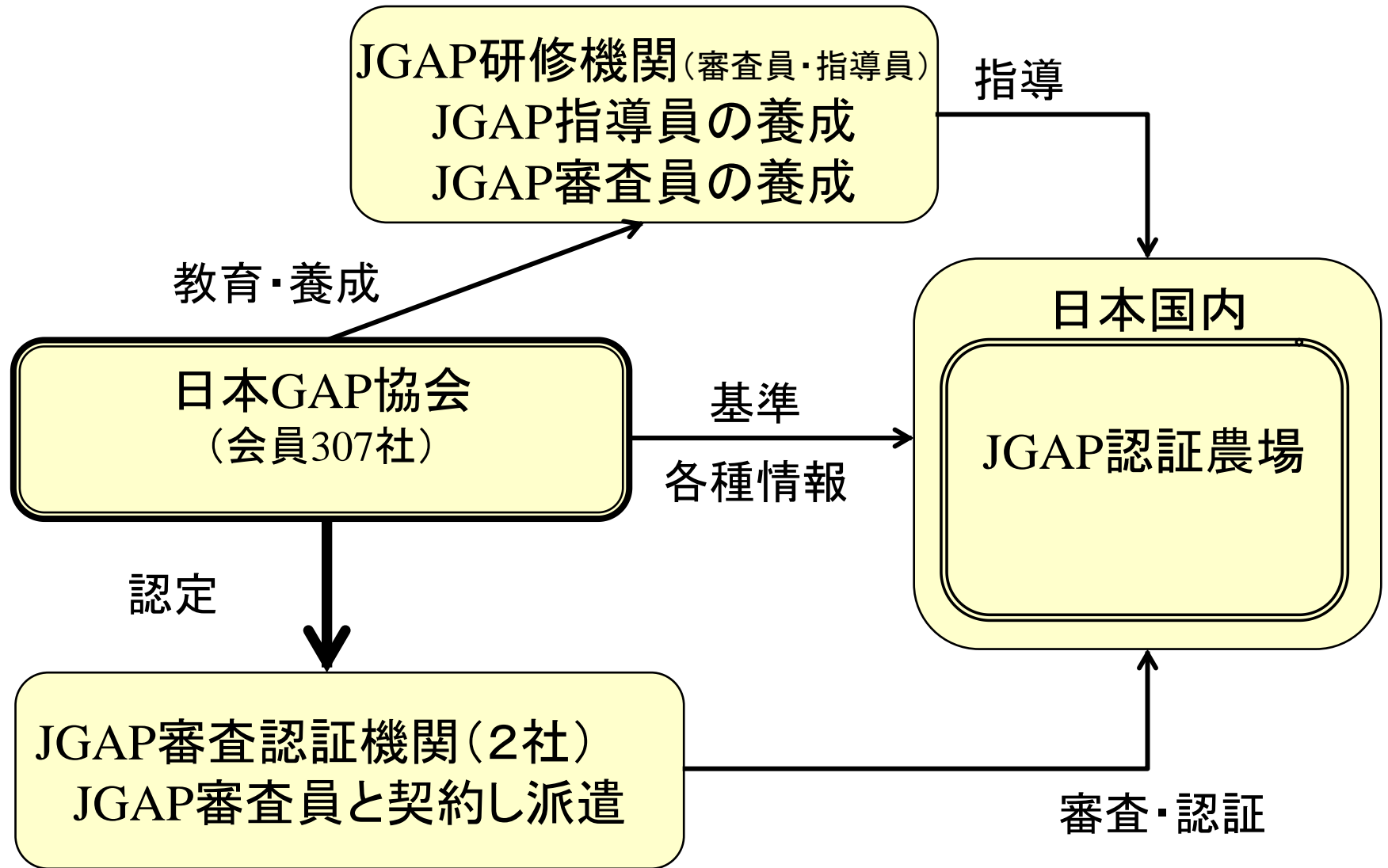
多岐にわたる畜産経営をめぐる課題に適切に対応するための総合的なツールが「JGAP家畜・畜産物」。

**<目的> ①食品安全 ②家畜衛生 ③環境保全 ④労働安全
⑤人権の尊重 ⑥アニマルウェルフェアへの配慮**

- 基準書では、家畜・畜産物の生産工程全体を経営の基本、経営資源の管理、生産資材等の管理の3つに分類し、上記目的に関わる重要な管理点を列挙。これらの管理点は、多様な生産者に共通する基本的な基準をまとめたものであり、それぞれの特徴あるやり方や工夫を阻害しないよう作成。
- また、JGAPが農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に畜産物の卸・小売り業者、消費者への生産履歴情報の提供、信頼関係の強化に貢献。

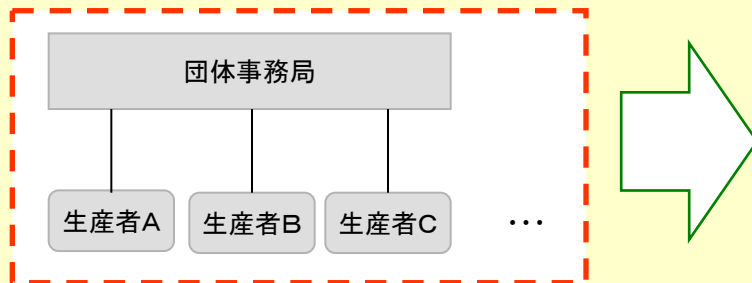
JGAP指導・普及の体制と仕組み

— 基準書開発・改定に加え、指導と審査の体制を着実に整備 —



(参考) 団体認証について (今後、日本GAP協会が基準を策定予定)

複数の生産者が集まってグループを構成し、認証取得を目指す取組です。



<団体認証の効果>

- 個別認証で求められる取組の一部が団体の取組として共通化され、個々の生産者の皆さんの負担が軽減されます。
- グループが大きくなるほど、個々の生産者の皆さんの費用負担は軽減します。

食肉標準物流バーコードの改訂

- ①補助バーコードの「(7002)名称:枝肉番号」JAS区分の名称変更し、区分コードを追加する。
- ②名称変更:生産情報公表食肉JAS認証、GAP認証等食肉であることを示す「認証区分」とする。
- ③区分コードの追加:4. 5. 6を追加する。

0:一般(認証なし)

1:生産情報公表JAS認証

4:GAP取得チャレンジシステム確認済農場

5:GAP認証

6:生産情報公表JAS認証+GAP認証

×××	○○○○	▲	□	●●	△△	■	計14桁
工場番号	枝肉番号	左右区分	畜種	品種	原産地	認証区分	

JGAPの認証に関する表示(JGAPマーク)



登録番号 123456789

JGAP認証農場マーク

JGAP認証農場・団体、あるいは
JGAP認証農畜産物であることを
示すマーク



登録番号 123456

JGAP農畜産物使用マーク

JGAP認証農畜産物を原料とし
て使用し、加工・製造した商品
であることを示すマーク

国産畜産物の輸出環境整備事業（新規）

- 我が国畜産物の輸出拡大に向けて、生産構造を改革し、日本版畜産GAPの策定、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を支援する。

【補助率】定額、【事業実施主体】民間団体等

1 日本版畜産GAP策定の支援

畜産物に関するGAP策定を進めるため、検討委員会の開催、国内外の調査、情報収集や基準書作成などの取組を支援。

2 日本版畜産GAP認証等の取得支援

畜産物生産者による日本版畜産GAPやグローバルGAP等の取得を容易にするため、研修会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

3 認証農場生産の畜産物流通対策

GAP等取得生産者の畜産物が区分される流通環境を整えるため、検討会の開催や分別生産流通管理などの取組を支援。

4 エコフィード認証の取得支援

今後のインバウンド消費も見据えた、畜産物生産者によるエコフィード認証の取得を容易にするため、検討会や講習会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

GAP認証取得に対する生産者の受け止め

JGAP家畜・畜産物やGLOBAL G.A.P.にいきなり取り組むのは、生産者にとってハードルが高い

GAP認証に取り組む前に、農場内で記録やPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルの定着を図りたい

アニマルウェルフェアに配慮した飼養方法などについて、現状の取組が良いのかどうか教えてほしい



GAP取得チャレンジシステム

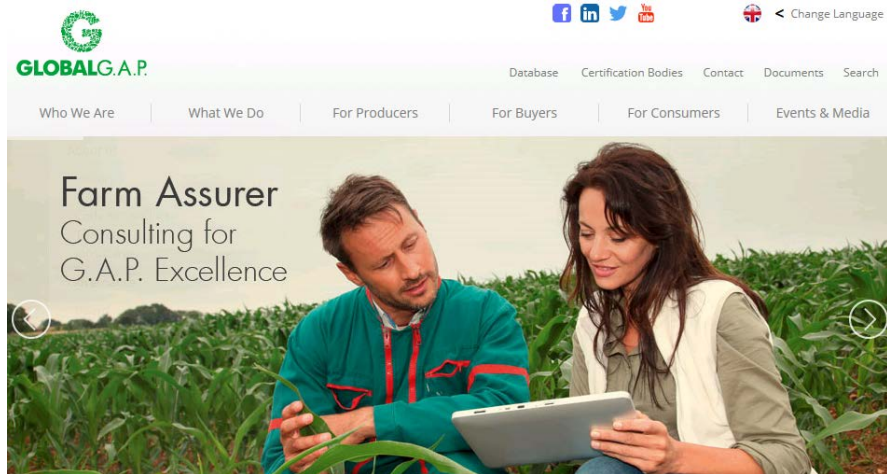
- ・GAP取得につながる取組・項目をリスト形式で提示
- ・食品安全、環境保全、労働安全、動物福祉をカバー
- ・自己点検内容を第三者が確認し、農場名をWebで公開
- ・アニマルウェルフェアを中心に、研修会やセミナーも予定
- ・平成29年8月末に運用開始予定

世界の各種GAPの例



農業や商取引等の事情を踏まえたGAPが世界各国・地域にあり、これはその一例。バイヤーがGAPを求める場合、その求めに対応する認証を取る。

GLOBALG.A.P. (ヨーロッパ、ドイツFoodPLUS)



○GLOBALG.A.P.はドイツの民間団体が認証するGAP。

○認証農場数は16万件(うち青果物が15万件)畜産物は22百件(うちブラジルのブロイラー、イタリア・ポーランドの豚で21百件、その他肉牛8件、乳牛5件)。

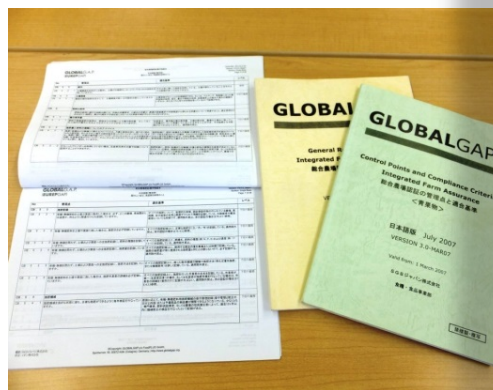
○米国、加、英、仏、独等では0件。

(29年2月現在。GGAPデータベースより集計。)

○EU圏内の普及率は0.1%以下とみられる。

○GFSI認証は、畜産物は未取得

○EU向け牛肉輸出の要件になっていない。



農場HACCPとJGAP家畜・畜産物の認証について

概要

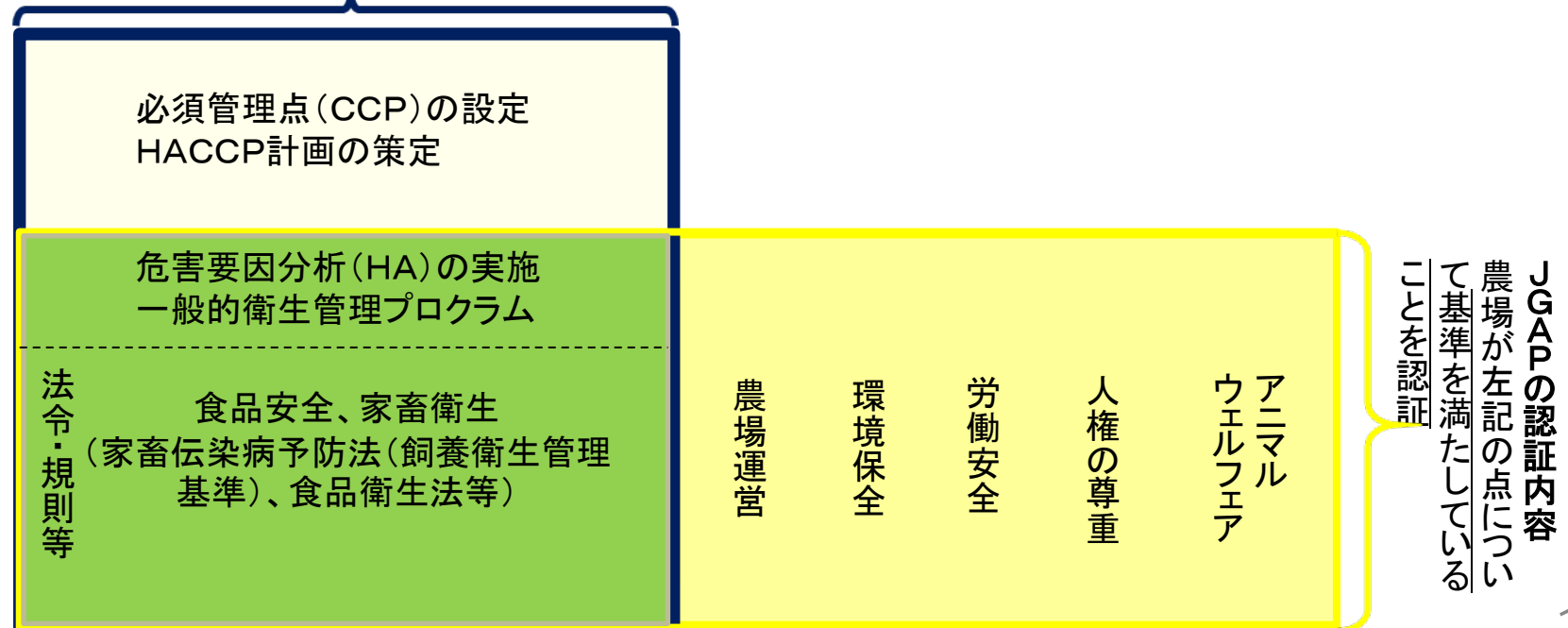
農場HACCP：畜産物の安全性向上のため、生産農場にHACCPの考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階の危害要因をコントロールする飼養衛生管理の方法。

JGAP家畜・畜産物：日本GAP協会により開発されたGAPのスキームの一つで、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアの視点から適切な生産工程管理のあり方についてまとめられたもの。

<農場HACCP認証基準とJGAP家畜・畜産物の基準の概念図>

農場HACCPの認証内容

以下の点を農場が設定し、運用、検証及び改善が出来ていることを認証



JGAP家畜・畜産物の基準書の構造(目次)

目

次

1. はじめに
2. 本書の利用方法
3. JGAP審査・認証の流れ
4. 認証までの手順概要
5. 著作権
6. 免責事項
7. 用語の定義と説明

【管理点と適合基準】

A. 経営の基本

1. 農場管理の見える化
2. 経営者の責任
3. 計画および実績評価
4. 飼養衛生に関する管理
5. 放牧の管理
6. 生産工程におけるリスク管理
7. アニマルウェルフェア
8. 食品防御
9. 供給者の管理
10. 商品管理
11. 苦情・異常・ルール違反への対応
12. 識別とトレーサビリティ

B. 経営資源の管理

13. 責任者および教育訓練
14. 人権・福祉と労務管理
15. 作業員および入場者の衛生管理

16. 労働安全管理および事故発生時の対応
17. 動物用医薬品等の管理
18. 施設の管理
19. 機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理
20. エネルギー等の管理、地球温暖化防止
21. 廃棄物の管理および資源の有効利用
22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生
23. 生物多様性への配慮

C. 生産資材等の管理

24. 精液・受精卵・素畜の管理
25. 飼料の管理
26. 敷料の管理

D. 自給飼料生産工程の専用項目

27. 草地等の立地に関する管理
28. 種子の管理
29. 農薬・肥料等の管理
30. 環境保全を主とする取組
31. 飼料生産工程の情報管理

附属書Ⅰ：飼養衛生管理基準

附属書Ⅱ：家畜伝染病予防法第13条の2第1項に規定する症状（農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状）

附属書Ⅲ：「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリスト

関連法令および参考文献一覧

注：赤字は、農場HACCP認証農場については、差分審査時に「該当外」となる管理点（後述）

認証までの手順の概要

ステップ

- ① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を理解します。
- ② 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づく手順を構築し、運営します。
- ③ 自己点検を行い、改善すべき点を改善します。
- ④ JGAP審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。
- ⑤ 指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。
- ⑥ 審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」
⇒ 該当する必須項目に100%適合
該当する重要項目に95%以上適合

基準書の管理点の例 ①（管理点のレベル等について）

基準書は、管理点と適合基準から成り、JGAP家畜・畜産物(案)では合計110の管理点がある。うち、100%の適合が求められる「必須」が48、95%の適合が求められる「重要」が41、認証には影響しないが理想的な農場管理のための取組が望まれる「努力」が21項目となっている。なお、取組例・備考は参考であり、適合性を判断する基準ではない。

番号	レベル	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)
A. 経営の基本				
1. 農場管理の見える化				
1.1	必須	適用範囲	<p>下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。</p> <p>① 農場(農場名、所在地、連絡先)</p> <p>② 品目及び商品(出荷する家畜、生乳、鶏卵)</p> <p>③ 生産工程カテゴリー</p> <p>④ 倉庫(倉庫名等、所在地、保管物(動物用医薬品・農薬・肥料、飼料等の資材、燃料、機械等))</p> <p>⑤ 畜舎(施設名、所在地、床面積、収容頭羽数)</p> <p>⑥ 畜産物取扱い施設(施設名、所在地、取扱い品目、搾乳方式、搾乳頭数、選別方式、保管可能数量等)</p> <p>⑦ 家畜排せつ物処理施設(施設名、所在地、床面積、処理方法)</p> <p>⑧ 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)</p>	<p>これらは審査の申込書に含めて管理すると効率的である。</p> <p>②は「JGAP標準品目名リスト」を参照のこと。</p> <p>③生産工程カテゴリーは、自分の農場が適用する生産工程(自給飼料生産工程、飼養工程及び畜産物取扱い工程)の範囲のことである。(総合規則 参照)</p> <p>⑥畜産物取扱い施設とは、例えば、搾乳施設、生乳処理施設、集卵所である。</p> <p>なお、生乳については集乳車への出荷まで、鶏卵については選別包装施設への出荷までを適用範囲としている。</p>
1.2	必須	施設等の地図	施設、草地等の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。	<p>・施設とは、倉庫・畜舎・畜産物取扱い施設・家畜排せつ物処理施設の他、エネルギーや給排水設備、要員用の飲食・休憩場所・トイレを含む。</p> <p>・「草地等」とは飼料作物の作付地をいう。</p>

基準書の管理点の例 ②（生産工程におけるリスク管理）

・生産工程におけるリスク管理については、「4.1 生産工程の明確化」のみを必須としており、「4.2 食品安全上及び家畜衛生上の危害要因の評価」以下、対策・ルール・手順の決定、実施、記録、検証については、飼養衛生管理基準の遵守が義務づけられている（管理点15.1）こと等を踏まえ、努力項目となっている。

3.3	必須	記録の保管	<p>① JGAPが求める記録を過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では審査日からさかのぼって3か月分以上の記録を保管している。ただし当該期間に発生しない作業の記録は除く。初回審査後は継続して記録を保管している。</p> <p>② 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。</p>	
3.4	努力	計画と実績の比較	<p>① 管理点3.1に対する実績を記録している。</p> <p>② 農場に現存する個体数、損失個体数を記録している。</p> <p>③ 計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。</p>	
4. 生産工程におけるリスク管理				
4.1	必須	生産工程の明確化	<p>① 品目・商品ごとに、下記の内容を含む生産工程を文書化している。</p> <p>1) 作業工程</p> <p>2) 工程で使用する主要な資源（素畜、水、敷料、動物用医薬品、飼料、機械・設備、運搬車両、資材、掃除道具、工具等）</p> <p>② 工程を変更した場合には、文書を見直している。</p>	<p>① 生産工程は、1.1適用範囲③生産工程カテゴリーで特定した単位を大工程として記載する。乳用牛や採卵鶏の場合には畜産物取扱い工程も文書化する。また、自給飼料を生産していない場合は、その工程は該当しないことになる。その上で飼養管理等の実情に合わせて作業工程として特定する。例えば施設ごと及び成長ステージごとに記載する</p>

基準書の管理点の例 ③ (アニマルウェルフェア)

・アニマルウェルフェアについては、「5.1「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応」において、附属書として添付したチェックリストを活用して飼養管理の改善に取り組むことを求めている。

5. アニマルウェルフェア

5.1	必須	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われているかについてチェックリスト(附属書 I)を活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」及び当該指針に基づくチェックリストは、公益社団法人畜産技術協会が、OIE(国際獣疫事務局)のアニマルウェルフェアに関する規約(コード)で各畜種の生産システムに関する規約等に準拠して、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及び肉用鶏についてそれぞれ作成している。
-----	----	------------------------------------	--	---

6. 食品防御

6.1	重要	食品防御	<p>① 商品、家畜の飲水、飼料、草地等への意図的な異物・汚染物質の混入に関してリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。</p> <p>② リスク評価の結果及び対策を記録している。</p>	<p>①例えば、農場内部と農場外部からの不審者を想定してリスク評価を実施する。 食品防御の対策は、例えば下記がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理点12.3における労働者のメンタルヘルスへの配慮 ・井戸水のポンプ小屋の施錠 ・畜舎や施設における不必要な薬品の放置の防止、立入制限、施錠管理 ・生乳処理施設や集卵所の施錠管理 ・夜間の見回りや人の出入りの際の自動照明 <p>また、その他の対策として例えば、防犯システムの導入、外来訪問者に対する入場時の記帳等がある。</p>
-----	----	------	---	---

乳用牛、肉用牛の主な項目

1 管理方法

- ・牛が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ・牛をていねいに取り扱うこと、除角などを行う際は、可能な限り苦痛を生じさせない方法をとること。
- ・農場内における防疫措置等を適切に実施すること、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- ・牛の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・牛の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 牛舎・牛舎の環境等

- ・日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- ・けがなどをしにくい構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。
- ・牛にとって快適な温度域の維持のために暑熱等対策が講じられていること、牛舎内に常に新鮮な空気が供給され、牛の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

※ 農林水産省資料「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理」より抜粋

豚の主な項目

1 管理方法

- ・豚が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ・豚は社会的順位的确立等のために闘争する習性があることを理解し、豚をていねいに取り扱うこと。去勢などを行う場合には、過度なストレスの防止や感染症の予防に努めること。
- ・農場内における防疫措置等を適切に行うとともに、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- ・豚の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・豚の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 豚舎・豚舎の環境等

- ・日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- ・けがなどをし難い構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。特に、繁殖雌豚の単飼では、立ったり横になったりすることが妨げられることなくできる広さを確保すること。
- ・豚にとって快適な温度域の維持のため、暑熱等対策が講じられていること。豚舎内に常に新鮮な空気が供給され、豚の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

※ 農林水産省資料「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理」より抜粋

採卵鶏・ブロイラーの主な項目

1 管理方法

- ・鶏が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により、把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ・ヒナを群飼すると尾羽などをつつき合う習性があることを理解し、その防止措置を講ずること。鶏をていねいに取り扱うこと。
- ・農場内での防疫措置等を適切に行うこと、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- ・鶏の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- ・鶏の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 鶏舎・鶏舎の環境等

- ・日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理施設を備えていること。
- ・けがなどをしにくい構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること、ケージの高さは鶏が正常に立つことができる高さとする。エンリッチドケージ等は、闘争性の増加や個体の衛生管理等の面で研究の余地があることに留意すること。
- ・鶏にとって快適な温度域の維持のため暑熱等対策が講じられていること、鶏舎内に常に新鮮な空気が供給され、鶏の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

※ 農林水産省資料「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理」より抜粋

基準書の管理点の例 ④（人権・福祉と労働安全）

・東京オリンピック・パラリンピックの持続可能性に配慮した調達コードにおいて重視されている人権、労働については、「12 人権・福祉と労務管理」で対応している。また、労働安全については、「14 労働安全管理及び事故発生時の対応」で対応している。

12. 人権・福祉と労務管理

12.1	必須	労働力の適切な確保	<p>* 同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)は、該当外となる。</p> <p>その他の該当外については、使用者(経営者)と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかを主なポイントとして「労働者」にあたるかどうかを判断する。</p> <p>なお、季節的な短期雇用者は、労働者となる。</p> <p>① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報を守秘義務を遵守して管理している。</p> <p>② 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。</p> <p>③ ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。</p>	<p>①日本の場合、労働基準法により労働者名簿に記載すべき事項は下記の通りである。</p> <p>・氏名 ・生年月日 ・履歴 ・性別 ・住所 ・従事する業務の種類(労働者数30人未満の事業所の場合は不要) ・雇入れの年月日 ・退職の年月日及びその理由(解雇にあつてはその理由も含む) ・死亡の年月日及びその理由</p> <p>②日本の場合、外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。</p> <p>③ILOでは「就業の最低年齢に関する条約(第138号)」で最低年齢は義務教育終了年齢後原則15歳となっており、ただし、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上、危険有害業務は18歳未満禁止となっている。</p> <p>なお、開発途上国のための例外として就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上となっている。日本の場合、満15歳の3月31日までは児童となる。また、年少者とは満18歳に満たない者を指す。</p>
12.2	必須	強制労働の禁止	<p>下記のことが起きないように対策を実施している。</p> <p>①人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。</p> <p>②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。</p>	<p>①例えば、外国人労働者や障がい者を雇用する場合には正規のルートを通じて採用する。</p> <p>②例えば、内部告発制度を整備する。</p> <p>①②例えば、人権の尊重と適切な労務管理を実践することを経営者自身が管理点2.2方針・目的で宣言し農場内に周知し、管理点2.4経営者による見直しで人権侵害がなかったかを振り返る。</p>

基準書の管理点の例 ⑤（飼養衛生管理基準の遵守）

・飼養衛生に関する管理については、「15.1 飼養衛生管理基準の遵守」において、附属書として添付した飼養衛生管理基準の全項目について不適合がないことを、年一回以上、確認することを求めている。

15. 飼養衛生に関する管理				
15.1	必須	飼養衛生管理基準の遵守	飼養衛生管理基準(附属書Ⅱ)を遵守しており、年1回以上、全項目について不適合がないことを確認している。	例えば、家畜保健衛生所による立入調査の結果で確認する。
15.2	必須	管理獣医師等の健康管理指導	農場ごとに、行政と緊密に連絡を行っている担当の管理獣医師等を定め、当該農場において飼養する家畜の健康管理について定期的又は必要に応じて当該管理獣医師等の指導を受けている。	<p>日本の場合、行政とは家畜保健衛生所を指す。</p> <p>管理獣医師等による診療が行われた場合には以下の内容を含む診療の履歴を記録している。</p> <p>①診療日 ②獣医師名 ③個体又は群 ④診療の際の指示・指導の内容</p> <p>「管理獣医師」とは、診療だけでなく、飼養、環境及び経営等を含む幅広い指導を行う獣医師(農場管理獣医師、コンサルタント獣医師等を含む)をいう。</p> <p>「管理獣医師等」とは、上記管理獣医師のほか、家畜診療施設の獣医師を含む。</p>

基準書の管理点の例 ⑥（動物用医薬品等の管理）

・動物用医薬品等の管理については、17.1から17.6の管理点により、適切な管理を行うことを求めている。

17. 動物用医薬品等の管理

17.1	必須	動物用医薬品の使用	管理獣医師等の指示の下で動物用医薬品を使用しており、以下のことが確認できる記録がある。 ①使用した動物用医薬品の名称及び使用日 ②指示を行った管理獣医師等の氏名及び指示の内容	適合基準にある記録は、15.2の記録とも整合がとれている必要がある。
17.2	重要	抗菌性物質の慎重使用	ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策について、管理獣医師等の指導の下に取り組んでいる。	例えば、 ・疾病が侵入しにくい飼養環境を作る。 ・疾病情報を把握した上での防疫・防除を実施する。 ・ワクチン等と他の防疫手段を組み合わせた防疫を実施する。 ・抗菌性物質は、管理獣医師等の指示どおりに使用する。
17.3	必須	抗菌性物質等薬物の残留管理	休業期間が定められている動物用医薬品を使用した場合は、休業期間を満たして出荷されたことが記録から確認できる。	休業期間を満たしていることの確認は、例えば、動物用医薬品を使用した家畜にマーキングをして識別している等がある。
17.4	重要	ワクチン接種	ワクチン接種は、管理獣医師等の指示によりプログラムに従って接種され、伝染病の発生防止に備えている。	
17.5	必須	動物用医薬品の保管	動物用医薬品の保管にあたっては、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管している。	冷蔵保管や関係法令に従った劇薬の取り扱いなどに注意する必要がある。